

平成15年04月24日制定
平成22年05月24日改定
平成22年07月24日改定
平成26年04月01日改定

国際コスモセラピー協会 会則

第一章 総則

第1条 名称

本会は、国際コスモセラピー協会と称する。
略称をICA(International Cosmotherapy Association)とする。
URLは、<http://cosmotherapy.jp> とする。

第2条 事務局

本会は、事務局を代表の所在地に置く。
必要に応じ会員の議決を経て、他の地に連絡事務所を置くことができる。

第3条 支部

本会は、会員の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

第4条 目的

本会は、コスモセラピーの普及、社会への貢献、会員の相互扶助を目的とする。本会は中立の非営利団体であり、組織は社会に開かれた存在である。また補完・代替医療として知られる種々の治療法、西洋医学・東洋医学など様々な分野を総合し、日本の法制度、文化的歴史的背景の中で、コスモセラピーを社会的に価値あるものとして普及、検証することを主な事業とする。

第5条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) セミナー、イベント等の開催
- 2) 会報誌、雑誌等の発行
- 3) 研究及び調査の実施
- 4) 調査研究、臨床例の資料収集
- 5) 海外関連団体との交流、情報交換、視察旅行の実施
- 6) コスモセラピストの技術向上

- 7) テキスト、マニュアル作り
- 8) その他目的を達成するために必要な事業

第三章 会員及び入会

第6条 会員の種別

本会の会員は、(1)正会員 (2)個人賛助会員 (3)法人賛助会員から成る。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し会費を納入する国際コスモセラピスト資格のある者とする。
- (2) 個人賛助会員は、本会の目的に賛同し会費を納入するコスモセラピーに関心がある者、コスモセラピーの施術を利用する顧客とする。
- (3) 法人賛助会員は、本会の目的に賛同し、これを援助する団体・企業とする。

<付記> 平成22年7月24日改正

正会員・個人賛助会員・法人賛助会員に関する事項を、第三章として挿入する。

- 1) 正会員は、コスモセラピー製品の割引購入・本会が主催する行事に会員価格での参加・本会の公式サイトに会員の店舗情報を掲載できるものとする。
- 2) 個人賛助会員は、本会所属の指定店舗にてコスモセラピーの施術および商品購入において優待を受けることができ、本会が主催する行事に会員価格での参加ができるものとする。
- 3) 法人賛助会員は、本会が主催する行事において広告ならびに展示の申請をできるものとする。
- 4) 本会に個人及び法人賛助会員として入会を希望するものは、本会事務局に申し込み役員会の審査を受け、承認を受けなければならない。

第7条 入会

本会の会員として入会を希望するものは、入会申込書を本会事務局に申し込み、当該年度の会費を納入するものとする。

第8条 退会及び除名

会員は次の場合にその資格を失う。

- 1) 退会の希望を本会事務局に届けたとき退会とする。
- 2) 会費を3ヶ月以上滞納し、督促に応じなかったとき退会とする。
- 3) 死亡したとき退会とする。
- 4) 連絡不能になったとき退会とする。

- 1) 本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったと役員会が判定したときは除名とする。
- 2) その他、社会通念を逸した行為が見られたときは除名とする。

第9条 罰則

- 1) 除名を受けたものは、以降再入会はできない。
- 2) 本会の名称を悪用あるいは乱用し、本会の名誉を傷つけたときはその程度によって、法的処置を行使する場合がある。

第四章 役員

第10条 役員

本会に次の役員を置く。

代表 1名 会計 1名 処務係 1名 各地区役員 1名ずつ (8名)

<付記> 平成26年4月1日改正

エリアリーダーの設置

全国を8地区に分けて、それぞれにリーダーを設置し、地区の代表とする。

- ① 北海道 ② 東北/北陸 ③ 関東/甲信越 ④ 中部/東海
⑤ 関西/近畿 ⑥ 四国/中国 ⑦ 九州 ⑧ 沖縄

第11条 役員を選出

- 1) 代表、会計、処務係、エリアリーダーは正会員より選出する。
- 2) 上記1) で選出した役員の他に、代表、会計、処務係、正会員の承認を得て、正会員の中から役員を依嘱することができる。

第12条 役員の業務

- 1) 代表は、会務を統括し本会を代表する。
- 2) 会計は、本会の会務および会計を監査する。
- 3) 処務係は、ホームページやパンフレット等の作成及び更新。インターネット関連の広報担当（フェイスブックなどのSNS等）

第13条 役員の任期

代表、および会計、処務係の任期は1年とし、再任を妨げない。

第14条 会計年度期間

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会則の改正

本会則の改正は、正会員において過半数の同意を要する。

第16条 細則

細則は別に定めることとする。

第五章 会費

第17条 会費

会費は年会費とする。(年会費はいかなる理由によっても返却しません。)

第18条 年会費

年会費は、正会員 3,000 円とする。(中途入会者の割引は認めません。)
個人賛助会員 2,000 円・法人賛助会員 10,000 円以上とする。

第19条 会員の更新

新年度更新は、毎年3月31日までに年会費を入金すること。

入金確認をもって更新とする。

個人賛助会員・法人賛助会員は、入会受諾日から1年の前日までに年会費を入金すること。

平成26年度役員

代 表 木野本 忠志 (木野本ストレートカイロプラクティック)

事務局 代表の所在地に事務局を設置する。

会 計 加藤 紗知古(AKOS カラー&ハーモニー)

処務係 阿部 恭子

平成26年度エリアリーダー

- ①北海道・柳谷みゆき
- ②東北/北陸・櫻井康子
- ③関東/甲信越・廣田雅美
- ④中部/東海・山下員子
- ⑤関西/近畿・木下莉那
- ⑥四国/中国・定井智栄美
- ⑦九州・角田恭代
- ⑧沖縄・玉城みさえ

連絡先：国際コスモセラピー協会 代表及び事務局

〒790-0904 愛媛県松山市正円寺4-7-28

木野本 忠志

TEL / 090-2785-9088

Mail / info@cosmotherapy.jp